

制度運用時の留意点等について

1 傷病手当金の対象とならない状況はどのようなケースが考えられるか。

感染症に感染または発熱等により感染症感染の疑いがある方でも、次の場合等は支給の対象外となります。

- (1) 事業主から給与等が全額支払われている場合
- (2) 年次有給休暇を取得している期間
- (3) 休業期間中に休業手当が支払われている場合（差額調整可）
- (4) 医療機関又は事業主（勤務先）から仕事を休んだ証明が得られない場合

2 「労務に服することができない時」の判断はどのように行うのか。

次の症状により仕事を休むことを、医療機関又は事業主（勤務先）が証明することで判断します。

なお、感染の疑いとして仕事を休んだ結果、感染していなかった場合（陰性）でも、仕事を休んだ証明が得られれば対象になります。

- (1) 感染症に感染し、治療を要した場合
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等強い症状のいずれかがある場合
- (3) 高齢者や基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

3 対象者に、個人事業者（フリーランス）は入らないのか。

傷病手当金の対象は、感染症の感染等により事業主から十分な給与等を受けられない被用者としているため、個人事業者（フリーランス）の方は対象にはなりません。

個人事業者（フリーランス）の方に対する支援策として、国は、感染症拡大の影響を受けたことにより売上等が減少した場合、感染症への感染の有無を問わず、事業全般等に広く使える給付金として100万円を給付する「持続化給付金」制度を新設したことから、個人事業者（フリーランス）の方には、こちらの制度を活用していただきたいと考えます。

4 他区の実施状況はどのようになっているか。

新宿区を除く、22区の実施状況は次のとおりです。

- (1) 事業実施について
22区とも、傷病手当金を新設します。
- (2) 事業規模について
22区とも、新宿区と同様に国が示した事業規模での実施としており、独自による事業拡大を行う予定の区はありません。
- (3) 事業実績（令和2年5月8日現在）
4月から実施している次の2区の実績等は次のとおりです。

- ① 江東区 (令和2年4月15日施行)
 - 申請実績 0件
 - 電話問合せ 19件
- ② 杉並区 (令和2年4月1日施行)
 - 申請実績 1件
 - 電話問合せ 21件

国より特別定額給付金 (1人10万円支給制度) が示されてから相談件数は減少しているとのことです。

5 財源はどうするのか。

国が示した支給要件等に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、令和2年度の国保の特別調整交付金により支給額の全額 (10/10) が国から財政支援されます。

6 申請は窓口でのみ受け付けるのか。

申請者の体調を最優先にするとともに、感染防止の観点から、郵送による申請を原則と考えています。

7 区民への周知など今後の予定はどのようにするのか。

運営協議会における審議により可決をいただいた後の予定は次のとおりです。

- 6月10日～19日 令和2年度第2回定例会に条例改正案を上程・審議
- 6月22日 (月) 傷病手当金申請受付開始予定
新宿区ホームページにて周知予定
- 6月25日 (木) 広報新宿にて周知予定

8 新型コロナウイルス感染症に関連して国民健康保険被保険者に対する支援策等は、他に あるのか。

傷病手当金のほかに、国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として示した「感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免」を行う予定です。

また、その他の支援策として、従来の制度である「徴収猶予」や、非自発失業者に対する保険料の「軽減措置」などを活用し、区民の皆さまに寄り添った事業運営を行ってまいります。

*現在、減免につきましては事務のすすめ方について調整しております。
詳細が決まりましたら、委員の皆さまに情報共有させていただきます。